

大阪府立阪南・岬自然公園

公園計画書（案）

目 次

1	基本方針	1
	(1) 保護計画	1
	(2) 利用計画	1
2	保護計画	2
	(1) 保護規制計画	2
	(2) 植生管理計画	3
3	利用計画	5
	(1) 地区間ネットワーク計画	5
	(2) 利用施設計画	6

1 基本方針

本公園は、府内で唯一海浜部と近接し、雄大な眺望と豊かな自然を有する阪南・岬地域の山系において、その優れた自然景観の保護と適正な利用の促進を図るとともに、生物多様性の確保への取組みを通じて、大阪府のみどりの骨格である森林地域の一体的な保全・整備の推進を図るものである。

その保護対象は、自然性の高い植生だけでなく、半自然的な二次林が広がる森林と、山頂部等からの良好な眺望に主眼を置いている。

そのため、保護計画においては、優れた自然景観の保護に必要な規制を明確化するだけでなく、区域の具体的な保全・管理の取組みに資するものとする。

また、適切な利用促進を図るために策定する利用計画においては、本公園の区域が4地区の島状に分かれていることから、地区ごとの計画とあわせて、近畿自然歩道の未整備区間の整備等により、それぞれの景観や眺望の良さを活かした地区間ネットワークを形成するための整備の方針を定めることとする。

以上を踏まえ、本計画における保護計画及び利用計画の内容は以下のとおりとする。

(1) 保護計画

ア 保護規制計画

一定の地域単位ごとに、景観、植生、野生生物等の保護すべき対象とその特性を把握し、その保護規制に必要な特別地域等の設定を行う。

イ 植生管理計画

本公園における森林の特性を踏まえ、植生管理の基本方針を定める。

(2) 利用計画

ア 地区間ネットワーク計画

地区間の連続性の確保に必要な歩道等の整備の基本方針を定めるとともに、これを踏まえ、各地区ごとの施設整備の方針を設定する。

イ 利用施設計画

地区間ネットワーク計画を踏まえ、各地区ごとの適切な利用の促進に必要な施設整備の内容を定める。

2 保護計画

(1) 保護規制計画

ア 特別地域

全地域を第3種特別地域とし、区域は次のとおりとする。(表1：特別地域表)

市町名	区 域		面積 (ha)
阪南市	山中溪地区	桑畑の一部	154
	紀泉アルプス東地区	桑畑の一部	318
	計		472
岬町	紀泉アルプス西地区	淡輪と深日の各一部	401
	高森山	多奈川谷川の一部	74
	計		475
合 計			947

(表2：特別地域内訳表)

市町名	区 域	保護すべき景観
阪南市	山中溪地区	山頂付近には背の低いアカマツ林が広がりピークから大阪湾を望む広大な眺望景観の保護を図る。
	紀泉アルプス東地区	ホウライカズラ、クスドイゲなど府下ではまれな暖地性植物が生育し、戦前からの状態が維持された紀泉高原自然休養林の森林景観、およびこれらと一体となった鳥取池の水景、また、紀泉アルプスと称される俣石山から和泉平野、六甲山系、関西国際空港、紀ノ川の河川景観や和歌山市を望む広大な眺望景観の保護を図る。
岬町	紀泉アルプス西地区	リュウキュウマメガキやノグルミなどの府下ではまれな暖地性植物、やや高地でみられるアカガシ、ウリハダカエデなど多様な植物が生育する飯盛山山頂周辺の森林景観、および飯盛山、大福山から大阪湾や周辺の山並を望む眺望景観の保護を図る。
	高森山地区	高森山の山頂、及び四国山を結ぶ尾根筋からの紀淡海峡や友ヶ島、さらには遠く四国を望む雄大な眺望景観の保護を図る。

(2) 植生管理計画

指定区域の「保護すべき景観」や「多様な生物の生息・生育の場」を適正に保護していくためには、地種区分に応じて必要な行為規制を行うだけでなく、地域の特性に応じた適正な管理による良好な眺望の確保や、本地域の景観の基調をなす自然環境価値を高める取り組みを計画的に進めていく必要がある。

ア 本地域の植生の特性

阪南市及び岬町は概ね和歌山県と接している南半分を森林で占められ、豊かな緑を有している。土砂流出防止や水源かん養の機能を考慮し植林された地域が多く、樹種は、乾燥気味の土壌条件などからアカマツ・クロマツが中心であった。現在は、マツと広葉樹との混交林が広範囲を占め、スギ・ヒノキの人工林もみられる。なお、マツクイムシや山火事による森林被害が多発するとともに、薪炭利用がほとんど無くなり放置された二次林の多くでヤブ状況が進んでいる。

一方で、マツタケ山としての利用や府内では少ない暖地性の植物が生育するなどの特性を有している。また、アカマツ・クロマツも数は減少しているものの、尾根部を中心にアカマツの高木や実生の低木が生育する樹林が分布している。また、保護上重要な野生生物が多い地域ではないが、暖地性の植物が生育するなど、生物多様性に富んだ自然環境を有している。

イ 植生管理の方針

本地域は多様な森林を有すること、また、マツタケ山や登山等をはじめ利用の目的が多様（保安林、生産林、マツタケ山等）であること、所有や管理の形態が多様であることを踏まえ、管理の方針は以下のとおりとする。

①公益的機能を高度発揮させるための環境づくり

(ア)アカマツ・クロマツ林は、マツタケ山として利用されている地域が多いが、一方でマツ枯れの枯損木が散在している森林も分布している。アカマツはクマタカやオオタカなど猛禽類の生育環境の保全という面からも重要である。そのため、マツ稚樹が見られる箇所については、間伐等により照度管理を行いその健全な成長を図るとともに、既にマツ枯れが進行している箇所に関しては、危険木や景観の維持上支障となる立木の伐採と、その他の生育している樹種を活かしつつ、落葉広葉樹林や常緑広葉樹林に誘導する。

(イ)スギ・ヒノキの人工林は、おおむね適切に管理（間伐や植栽・保育）されている。今後も森林保育を励行し、「豊かな水を育む森づくり」や「土砂災害に強い森づくり」を進めるとともに、府営林に設定された森林では、環境教育や自然とのふれあい空間の機能をより強化し、「森林教育の森づくり」や「景観を楽しむ森づくり」を進める。

(ウ)広葉樹やマツなどが以前から成育し高木層が維持されている森林については、その豊かな自然環境を保持していく。なお、動植物の生息環境の向上を図るため、必要に応じ間伐等を実施し、林床植物の維持・導入を図る。

② 生物多様性の確保

- (ア) 生物多様性の確保の観点から、地域に生育する多様な樹種による森づくり、身近な生き物の生息・生育環境の保全・創出に努める。
- (イ) 本地域の森林は、ほとんど人と自然の関わりが作り出した二次林であり、積極的な管理を図り、豊かな自然環境が育む森づくりを進める。

③ 連携と協働

- (ア) 計画策定から森づくり活動段階における森林所有者をはじめとする地域住民、NPO、ボランティア等の多様な主体の参画を図る。
- (イ) 人の入り込みに適した環境を備えた森林を目標に、快適な森林環境の維持を図る。
- (ウ) 森林を地域社会の共有の環境財産として、地域社会全体で支え、多様な樹種で構成される環境林、森林整備と林産利用が一体となった循環林としての仕組みづくりを図る。

3 利用計画

(1) 地区間ネットワーク計画

ア 歩道等整備の基本方針

地区ごとに自然歩道（登山道）が結節する当地域の特性や過去からの歩道成立の経緯などを踏まえ、利用拠点や自然歩道（登山道）間のネットワーク、アクセス面等から次の視点を考慮し、歩道等の整備方針を定める。

① 連続性の確保

当地域には、**JR** 山中溪駅や桃の木台から紀泉高原自然休養林を通り、和歌山方面へ至るルート、南海本線みさき公園駅から飯盛山と札立山を通り和歌山方面或いは南海本線孝子駅へ至るルート、四国山・高森山を通るルートの大きく分けて**3**ルートがある。整備にあたっては、そのルート相互あるいは各ルートと利用拠点をネットワークさせるため、近畿自然歩道の整備等により連続性を確保する。ルートの整備はできるだけ現道を活用することとし、現道の歩きにくい箇所や補修や通行困難な箇所の再整備、連続性確保のための歩道を設置する。

② 自然歩道の快適性確保

登山道（自然歩道）には、さまざまな道標が、行政や地元ボランティア等により整備されているが、道標の集中している箇所や疎らな箇所、あるいは分岐点で道標の無い箇所や内容が判読しにくい箇所などがある。また、紀泉高原自然休養林内で国の整備や、阪南市の一部では地元ボランティア等が自主的にベンチ等の休憩施設を設置しているが、他の場所では少ない状況である。

そのため、公園全体に統一した道標を設置するとともに、地区全体の自然歩道や施設を示した案内板を整備し、ネットワーク化を図る。歩道は実状に合わせて、階段工や路肩の補強、安全柵の整備を行い、利用者の安全性を確保するとともに、歩道沿いの良好な眺望が得られる箇所や頂上等にベンチや四阿等の快適性を高める休憩施設を整備する。

イ 地区別の整備方針

歩道等整備の基本方針を踏まえ、各地区における整備方針を以下のとおりとする。

(表3：地区別整備方針)

地区名及び位置	整備方針
山中溪地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃した歩道を改修し利用者の利便性、安全性を確保するための整備を図る。 ・ ピークからの眺望景観を維持するための整備を図る。
紀泉アルプス東地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紀泉高原自然休養林の優れた自然美や鳥取池の水景を活かし、美しい自然とふれあえる拠点として整備する。 ・ 鳥取池の周回路を中心に、自然探勝型の周回利用が可能な地区として整備を進める。 ・ 現在ある道標等に配慮しつつ、登山、周遊、自然探勝に有用な道標等を設ける。
紀泉アルプス西地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯盛山の眺望景観を維持するための整備や岬町青少年の森キャンプ場拠点とした快適なレクリエーションの場としての整備を図る。
高森山地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稜線沿いからの紀淡海峡や友ヶ島、さらに四国が遠望できる眺望を活かし、おおさか環状自然歩道・近畿自然歩道の大阪府最西端としてのアクセスに配慮した整備を行う。 ・ 和歌山森林公園と連携しつつ、周回性を持たせた登山ルートを整備する。 ・ 現在ある道標等に配慮しつつ、登山、周遊、自然探勝に有用な道標等を設ける。

(2) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。(表4：単独施設表)

番号	種 類	位 置	整 備 方 針
1	休憩所	阪南市 (山中溪—山中溪)	近畿自然歩道利用者の便益施設として整備する。
2	休憩所	阪南市 (紀泉アルプス東—桑畑)	近畿自然歩道をはじめとする自然歩道利用者の便益施設として整備する。
3	園 地	阪南市 (紀泉アルプス東—桑畑)	既存施設「桜の園」を公園利用者の拠点として再整備する。
4	休憩所	阪南市 (紀泉アルプス東—箱作)	近畿自然歩道をはじめとする自然歩道利用者の便益施設として整備する。

5	公衆便所	岬町 (紀泉アルプス西—淡輪)	近畿自然歩道をはじめとする自然歩道利用者の便益施設として整備する。
6	野営場	岬町 (紀泉アルプス西—淡輪)	既存の野営場を公園利用者の拠点として再整備する。
7	園地	岬町 (紀泉アルプス西—淡輪)	地区のランドマークである飯盛山の利用者のための施設を整備する。
8	休憩所	岬町 (高森山—多奈川谷川)	近畿自然歩道をはじめとする自然歩道利用者の便益施設として整備する。

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。(表5：道路(車道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
1	林道井関線	起点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 終点—阪南市 (桑畑・鳥取池)	鳥取池	紀泉アルプス東地区内における森林整備のための主要動線として整備する。
2	林道東鳥取線	起点—阪南市 (桑畑・鳥取池) 終点—阪南市 (桑畑・自然公園界)	鳥取池	紀泉アルプス東地区内における森林整備のための主要動線として整備する。
3	奥辺峠管理道	起点—岬町 (淡輪・林道本谷線合流点) 終点—岬町 (淡輪・近畿自然歩道合流点)	—	紀泉アルプス西地区内における森林整備のための主要動線で便益施設の管理道として整備する。
4	林道本谷線	起点—岬町 (淡輪・自然公園界) 終点—岬町 (淡輪・奥辺峠管理道合流点)	岬町青少年の森	紀泉アルプス西地区内における森林整備のための主要動線として整備する。
5	林道奥谷線	起点—岬町 (多奈川谷川・自然公園界) 終点—岬町 (多奈川谷川・自然公園界)	—	高森山地区内における森林整備のための主要動線として整備する。

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。(表6：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針
1	近畿自然歩道	起点—阪南市 (山中溪・自然公園界) 終点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 起点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 終点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 起点—阪南市 (箱作・自然公園界) 終点—岬町 (桑畑・大福山) 起点—岬町 (淡輪・自然公園界) 終点—岬町 (淡輪・奥辺峠管理道合流点) 起点—岬町 (淡輪・札立山) 終点—岬町 (深日・自然公園界) 起点—岬町 (多奈川谷川・自然公園界) 終点—岬町 (多奈川谷川・自然公園界)	俎石山 大福山 札立山 飯盛山 高森山	各地区間のネットワーク拡充を図る基幹歩道として整備する。
2	紀泉アルプス東横断線	起点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 終点—阪南市 (桑畑・自然公園界)	鳥取池	紀泉アルプス東地区を横断する散策路として整備する。
3	俎石山鳥取池線	起点—阪南市 (桑畑・自然公園界) 終点—阪南市 (箱作・近畿自然歩道分岐)	—	鳥取池から近畿自然歩道へのアクセス路として整備する。